

令和元年執行 参議院神奈川県選出議員選挙

公費負担のしおり

目 次

1	公費負担の対象	1
2	各項目の限度額等	3
3	手続と時期	7
4	契約書の見本	9

(凡 例)

法 …………… 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令 …………… 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

【問合せ先】

神奈川県選挙管理委員会（神奈川県政策局自治振興部市町村課内）
電 話 0 4 5 (2 1 0) 1 1 1 1 (代) 内線 3 1 7 1

1 公費負担の対象

○ 公費負担の制度

参議院神奈川県選出議員選挙の候補者（供託物を没収されない候補者に限る。）は、次の経費について、**一定の条件の範囲内で**、公費負担の制度が適用されます。

○ 対象となる経費の種類

- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - ① 一般運送契約（ハイヤー方式）、又は
 - ② 個別契約（自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用）
- (2) 選挙運動用通常葉書の作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成
- (4) 選挙運動用ポスター（個人演説会告知用ポスターを含む。）の作成
- (5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成
- (6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成
- (7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成

○ 支払い方法

これらの経費は選挙後に、業者等からの請求に基づき、県から直接業者等へ支払われます。

○ 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担を受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

※ **供託物を没収されない候補者**：参議院神奈川県選出議員選挙においては、得票数が**有効投票総数の32分の1**（有効投票総数÷選挙すべき議員の数(4)×1/8）に達する場合、供託物は没収されません。

○ 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うこととなりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておく必要があります。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。

（3 ページ「2 各項目の限度額等」参照）

○ 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

(9ページ「4 契約書の見本」参照)

※ (1)選挙運動用自動車の使用の②個別契約(自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用)の場合は、業としていない相手方でも対象となります。

ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としていないときを除き、対象とはなりません。

○ 契約の届出

契約をした際は、直ちに(立候補の届出前に契約した場合は、立候補の届出後、直ちに)、その旨を神奈川県選挙管理委員会(以下「県選管」という。)に届け出なければなりません。

(7ページ「3 手続と時期」参照)

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨県選管に届け出る必要があります。

(契約届出書に、変更契約書の写しを添付してください。)

○ 作成数等の確認

公費負担の対象となるためには、事前に県選管に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

※ (1)選挙運動用自動車の使用のうち、①一般運送契約(ハイヤー方式)又は②個別契約における「自動車の借入れ」及び「運転手の雇用」の場合は必要ありません。

(7ページ「3 手続と時期」参照)

○ 使用(作成)証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、**使用又は作成の実績に基づいて**、公費負担の項目ごとに定められた**使用(作成)証明書**を作成し、業者等に提出してください。

※ 使用(作成)証明書は実績に基づき作成するため、3ページ「2(1)選挙運動用自動車の使用(①一般運送契約(ハイヤー方式)又は②個別契約(自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用)」の場合、証明日は通常、選挙期日後となります。

2 各項目の限度額等

各項目の限度額はいずれも消費税を含んだ額です。

(1) 選挙運動用自動車の使用 (法 141 条、令 109 条の 4)

選挙運動用自動車の使用は、

- ① 一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、
 - ② 個別契約(自動車の借入れ契約・燃料供給契約・運転手の雇用契約)によるか、
- のいずれかの方式になります。

※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約です。(自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式)

○ 公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内となります。

① 一般運送契約の場合

[1日当たりの契約金額 又は 64,500 円 のうち少ない金額] × 使用された日数

② 個別契約の場合

ア 自動車の借入れ契約

[1日当たりの契約金額 又は 15,800 円 のうち少ない金額] × 使用された日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき自動車1台です。

イ 燃料の供給契約

燃料代金 又は 7,560 円に立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を乗じた額 のうち少ない金額

※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、上記アに記載された候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。

※ 「公職選挙法施行規則」の規定により、候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、実績に基づき使用したことを証明していただくとともに、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、自動車登録番号又は車両番号のうち4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面)の写しを添付することが義務付けられていますので、ご注意ください。

ウ 運転手の雇用契約

[1日当たりの契約金額 又は 12,500円 のうち少ない金額] × 運転従事日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

(2) 選挙運動用通常葉書の作成 (法142条、令109条の7)

○ 単価の限度

- ・ 作成枚数が35,000枚以下の場合は、**7円71銭**
- ・ 作成枚数が35,000枚を超える場合は、

$$\frac{269,850円 + 6円66銭 \times (\text{作成枚数} - 35,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$$

作成枚数

(1銭未満の端数は、1銭とする。)

○ 公費負担対象枚数の限度 **77,500枚** (法定の作成限度)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度 のうち少ない金額] ×
[作成枚数 又は 77,500枚のうち少ない枚数]

(参考) 最大の場合 (77,500枚作成した場合) で、

$$\frac{269,850円 + 6円66銭 \times (77,500\text{枚} - 35,000\text{枚})}{77,500\text{枚}} = 7.14円 (7.1341\dots円)$$

が単価の限度となり、7.14円×77,500枚=553,350円が限度額となります。

(3) 選挙運動用ビラの作成 (法142条、令109条の8)

○ 単価の限度

- ・ 作成枚数が50,000枚以下の場合は、**7円51銭**
- ・ 作成枚数が50,000枚を超える場合は、

$$\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$$

作成枚数

(1銭未満の端数は、1銭とする。)

○ 公費負担対象枚数の限度 **300,000枚** (2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度 のうち少ない金額] ×
[作成枚数 又は 300,000枚のうち少ない枚数]

※ 2種類で作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) ビラ1種類を300,000枚作成した場合

$$\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (300,000\text{枚} - 50,000\text{枚})}{300,000\text{枚}} = 5.44円 (5.435円)$$

が単価の限度となり、5.44円×300,000枚=1,632,000円が限度額となります。

(4) 選挙運動用ポスター(個人演説会告知用ポスターを含む)の作成

(法 143 条、令 110 条の 4)

- 単価の限度

$$\frac{573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} 50 \text{ 銭} \times (\text{県内のポスター掲示場数} - 500)}{\text{県内のポスター掲示場数}}$$

県内のポスター掲示場数

(1 円未満の端数は、1 円とする。)

- 公費負担対象枚数の限度

県内のポスター掲示場数の 2 倍の数

(1 回の貼り替え分を考慮して、ポスター掲示場数の 2 倍まで対象となっています。)

- 県内のポスター掲示場数

今回の選挙における県内のポスター掲示場数は、**12,316** となります。

- 公費による負担額

[1 枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度のうち少ない金額] ×

[作成枚数 又は 上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

(参考) ポスター掲示場数は 12,316 ですので、最大の場合

$$\frac{573,030 \text{ 円} + 27 \text{ 円} 50 \text{ 銭} \times (12,316 - 500)}{12,316} = 73 \text{ 円} (72.91 \dots \text{円})$$

が単価の限度となり、73 円 × 24,632 枚 = 1,798,136 円が限度額となります。

(5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 (法 143 条、令 110 条の 2)

- 単価の限度 **54,914 円**
- 公費負担対象枚数の限度 **6 枚** (法定の事務所設置可能数 2 × 3 枚)
- 公費による負担額
[1 枚当たりの作成単価 又は 54,914 円 のうち少ない額] ×
[作成枚数 又は 6 枚 のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、54,914 円 × 6 枚 = 329,484 円が限度額となります。

(6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成

(法 143 条、令 110 条の 3)

- 単価の限度 **51,992 円**
- 公費負担対象枚数の限度 **4 枚**
- 公費による負担額
[1 枚当たりの作成単価 又は 51,992 円 のうち少ない額] ×
[作成枚数 又は 4 枚 のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、51,992 円 × 4 枚 = 207,968 円が限度額となります。

(7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成 (法 164 条の 2、令 125 条の 3)

- 単価の限度 **39,725 円**
- 公費負担対象枚数の限度 **5 枚**
- 公費による負担額
[1 枚当たりの作成単価 又は 39,725 円 のうち少ない額] ×
[作成枚数 又は 5 枚 のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、39,725 円 × 5 枚 = 198,625 円が限度額となります。

3 手続と時期（各項目共通）

（1）公示日前にできること

① 有償契約の締結（及び履行）（候補者と業者等）

※ 契約に当たり、業者等が法人の場合は、**代表者印**の押印をお願いします。

（2）公示日から選挙期日（遅くとも）まで

② 契約の届出（候補者→県選管）

- ・提出書類 各項目の「契約届出書」
- ・添付書類 各項目の「契約書の写し」

③ 「(作成数等)確認申請書」の提出（候補者→県選管）

公費負担の対象となるためには、事前に県選管に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

- ・提出書類 各項目の「確認申請書」

※ 「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」又は「運転手の雇用」の場合は必要ありません。

④ 「(作成数等)確認書」の交付（県選管→候補者）

※ ③の確認申請書が提出された場合、速やかに交付します。

⑤ 「(作成数等)確認書」を業者に提出（候補者→業者等）

※ ④の県選管から交付された確認書を業者に提出

⑥ 「使用(作成)証明書」を業者に提出（候補者→業者等）

※ 履行後に実績を確認のうえ証明

（3）選挙期日後

⑦ 「請求書」の提出（業者等→県知事）

- ・提出書類 各項目の「請求書」
- ・添付書類 各項目の「請求内訳書」
各項目の「使用(作成)証明書」
各項目の「(作成数等)確認書」（「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」又は「運転手の雇用」の場合は不要）

※ 印鑑は契約書と同じものにしてください。（法人の場合は代表者印）

※ 選挙終了後、1か月以内に提出するようにお願いします。

※ 請求書提出先は、次ページのとおりです。

⑧ 支払い（県知事→業者等）

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。

順番に手続をいたしますので、多少お時間がかかりますが、ご了承ください。

○ 手続の流れを図示すると、次のとおりです。



※ 上記③④⑤は、「一般運送契約(ハイヤー方式)」、「車の借入れ」及び「運転手の雇用」の場合は不要です。
(したがって、この場合、⑦において「(作成数等)確認書」の添付も不要です。)

※ 上記⑥は、実績により作成するため、選挙運動用自動車の使用(①一般運送契約(ハイヤー方式)又は②個別契約(自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用))の場合は、通常、選挙期日後となります。

○ 請求書提出先(郵送可)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県政策局自治振興部市町村課調整グループ

4 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- **契約書の印鑑は、請求書と同じものにしてください。また法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。**
- 候補者名は、通称でも結構です。

選挙運動用自動車の一般運送契約（ハイヤー方式）

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約

2 台 数 1 台

3 自動車の車種及び
登録番号又は車両番号

車種	登録番号又は車両番号

4 契約期間

令和元年 月 日 から 令和元年 月 日まで (日間)

5 契約金額(税込)

円

(1日あたり単価(税込))

円×

日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用自動車賃貸借契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借

2 台 数 1 台

3 自動車の車種及び
登録番号又は車両番号

車種	登録番号又は車両番号

4 契約期間

令和元年 月 日 から 令和元年 月 日まで (日間)

5 契約金額(税込)

円

(1日あたり単価(税込))

円×

日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用自動車燃料供給契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者

(以下「甲」という。)

と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

2 契約期間 令和元年 月 日 から 令和元年 月 日まで (日間)

3 供給場所

所在地	
名 称	

4 燃料の供給を受ける自動車の
車種及び登録番号又は車両番号

車種	登録番号又は車両番号

5 契約単価(税込) 円 (1ℓあたり単価(税込))

契約期間中の総使用金額(見込) 円

(1ℓあたり単価(税込) 円× ℓ(期間中の予定数量))

6 請求及び支払

この契約に基づく燃料代について、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 141 条に基づく選挙運動用自動車の運転業務
- 2 契約期間 令和元年 月 日 から 令和元年 月 日まで (日間)
- 3 契約金額(税込) 円 (1日あたり 円× 日間)
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

Ⓜ

選挙運動用通常葉書作成契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 142 条に定める選挙運動用通常葉書の作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円
(1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)
- 4 納入期限 令和元年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 7 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

⑩

乙 住 所

名 称

代表者

⑩

選挙運動用ビラ作成契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 142 条に定める選挙運動用ビラの作成

2 数 量 枚

3 契約金額(税込) 円
(1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)

4 納入期限 令和元年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 8 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙運動用ポスター作成契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第 143 条に定める選挙運動用ポスターの作成
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額(税込) 円
(1枚あたり単価(税込) 円 銭× 枚)
- 4 納入期限 令和元年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 4 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

選挙事務所の立札・看板作成契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
選挙事務所の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 143 条に定める選挙事務所の立札・看板の作成

2 数 量 枚

3 契約金額(税込) 円
(1枚あたり単価(税込) 円× 枚)

4 納入期限 令和元年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 2 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

⑩

乙 住 所

名 称

代表者

⑩

選挙運動用自動車等の立札・看板作成契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 143 条に定める選挙運動用自動車等の立札・看板の作成

2 数 量 枚

3 契約金額(税込) 円
(1枚あたり単価(税込) 円× 枚)

4 納入期限 令和元年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 3 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

個人演説会場の立札・看板作成契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)は、
個人演説会場の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 164 条の 2 に定める個人演説会場の立札・看板の作成

2 数 量 枚

3 契約金額(税込) 円
(1枚あたり単価(税込) 円× 枚)

4 納入期限 令和元年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 125 条の 3 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ